



親と子のともだちサロンはやかわ プロフィール

開設 平成18年9月
開所時間 9時～13時(月曜日～金曜日)
スタッフ 常勤1名(保育士)
利用者数 月間延べ人数約300～400人

現在、小久米地区では急激に少子化が進んでおり、2000人余りの人口のうち、学齢前の乳幼児数は50人不足。速川保育園においても、乳児保育室とカウンセリング室を設けた乳児専門棟「ほっほのおへや」を平成11年併設するなど、子育て支援策として「乳児保育の充実」を目指してきました。そして平成18年、新たに児童館の活用による子育て支援拠点

事業を検討していた速川福祉協会(運営主体)と、地域の身近な施設を活用した子育て支援事業を展開しようとする県の施策が一致。県の新規事業「とやまっ子 子育てミニサロン事業」として、県と市の助成を受け「親と子のともだちサロンはやかわ」を速川児童館に併設しました。

事業の特徴

子どもの数が減少し高齢者人口が増加する地区にあって、「サロン」の大きな特徴は、「おばあちゃんと子ども」が一緒に来る率が高いこと。その中で若いお母さん方も自然に交わり、おばあちゃんと子どもの会話を耳にしながら、子育てに活かす知恵とノウハウを学んでおり、スタッフはその「つなぎ役」として育児の大先輩と新人の交流を見守っています。そしてもう一つの特徴は、リサイクル工作や折り紙などの遊具を作る「制作の日」と、市のボランティア相談員による「相談の日」をそれぞれ月1回設けているだけで、講習会・セミナー等のプログラムや特別なイベント

を日程に組み入れていないことです。「制作の日」と「相談の日」に関しても、その用意があるというだけで参加・利用は自由。子育てに関する相談も、歯の相談や離乳食の段階、おやつあげ方などで特に深刻なものはなく、日常のサロン活動の中でスタッフと「おばあちゃん」が対応しています。児童館とサロンの関係性は、極めて家庭的でありスタッフも一心同体。児童館のスタッフもサロンの輪の中に自然に加わり、利用者や家族的な交流を図りながらその活動をサポートしています。部屋分けについても、「やりたいことがある

方」を優先すると言うだけで、特に乳幼児専用のスペースや利用時間帯を設けず「自然合流」が基本。放課後児童クラブの子どもたちも「おじいちゃん・おばあちゃん」の話を素直に聞きながら、上手に小さい子どもたちと関わっています。また、ボランティアの受け入れに関しては特に募集を行わず、日頃の活動の延長上で「お手伝いできる日があったら来てね」と経験者に呼びかける程度。サロンを利用していた「おばあちゃん」が「孫が保育園に上がって手が空いたので時々行くね」と手伝いに来てくれることも多く、自然に一つの循環ができています。

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。

このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。

3 実施形態



1. ひろば型

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するもの。



2. センター型

地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に向いた地域支援活動を展開するもの。



3. 児童館型

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を展開するもの。

4 事業内容

ひろば型、センター型及び児童館型において、以下に掲げる取組を全て実施すること。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

5 実施要件

1. ひろば型

① 基本機能

ア 実施場所

- (ア) 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、児童館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (エ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

- 原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。
- なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

- 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

② 出張ひろばの実施

4 の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。

- ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。
- イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。
- ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。
- オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。

③ 地域の子育て力を高める取組の実施

4 の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的とした以下のア～エに掲げる取組について、積極的に実施するよう努めること。

- ア 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組
- イ 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組
- ウ 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組
- エ 公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組

